利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			3,285,564,797
当期総利益		3,285,564,797	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		2,958,325,445	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究診療環境整備積立金	327,239,352	327,239,352	3,285,564,797

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金及び教育・研究基盤維持経費（追加交付分及び補正予算）については費用進行基準を、機構長が事業の範囲を定めて指定した事業については業務達成基準を、文部科学省が指定する基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）及び特殊要因運営費交付金についてはその指定する収益化基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物	３～50年
構築物	３～75年
機械装置	５～17年
工具器具備品	２～20年

なお、受託研究収入、共同研究収入、受託事業収入により購入した償却資産のうち当該資産が当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合には、当該研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、国立大学法人会計基準第82第１項に基づき、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

また、上記以外の役員及び教職員の賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第82第２項に基づき、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合退職金要支給額に基づき退職給付引当金を計上しております。

また、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。岐阜大学における過去勤務債務及び数理計算上の差異は、それぞれ発生した事業年度に全額費用処理しております。

５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．有価証券及び金銭信託の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（利息法）により評価しております。

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）を採用しております。

⑶　その他有価証券

市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により評価しております。

市場価格のない株式等以外のものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

⑷　金銭の信託

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

７．収益及び費用の計上基準

⑴　附属病院の診療に係る収益

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者または患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

ただし、一部のたな卸資産については、最終仕入原価法を適用しております。

９．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりであります。

⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	15,934千円
⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	33,956千円

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。